

## 「阿武隈川河川整備委員会」設立趣意書

阿武隈川の変化に富む自然や景観は古くから地域の人々に親しまれ、その流れは、流域内の社会・経済・文化を支える重要な役割を果たしてきました。

しかし、阿武隈川は過去幾度と無く洪水に見舞われ、当地区に甚大な被害をもたらしてきたことも事実です。特に戦後最大の洪水である昭和 61 年 8 月洪水では、死者 4 名、被災家屋 20,216 戸、浸水面積 15,117ha という未曾有の被害を被り、さらに平成に入ってから、平成 10 年 8 月、平成 14 年 7 月と、昭和 61 年 8 月洪水に迫る大規模な洪水が頻発しています。

阿武隈川の治水事業は、宮城・福島県境から上流部については大正 8 年から、県境から河口までの下流部は昭和 11 年から直轄事業として改修工事に着手し、中上流部などでは大規模なショートカット、下流部では築堤などが行われました。

その後、昭和 39 年の新河川法の制定を受け、昭和 41 年に阿武隈川水系が一級河川として指定され、阿武隈川水系工事実施基本計画を決定、昭和 49 年の改訂を経て、これまで水系の一貫した河川整備を行ってきました。

一方、豊かで潤いのある質の高い生活や、良好な環境を求める国民ニーズの増大等、最近の動きに的確に応えるため、平成 9 年に河川法が改正されました。その目的に「治水」「利水」のほか、新たに「河川環境の整備と保全」が加えられると共に、従来の「工事実施基本計画」に替わり、河川整備の基本となるべき方針を定める「河川整備基本方針」と、今後概ね 30 年間の具体的な河川整備を定める「河川整備計画」を策定することが位置付けられました。更に、「河川整備計画」の案を作成する段階においては、河川の特性と地域の風土・文化等の実情に応じた整備を推進するため、河川に関し学識経験を有する者、関係住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続きが導入されました。

阿武隈川水系の河川整備基本方針は、平成 16 年 1 月 26 日に社会資本整備審議会河川分科会の審議を経て決定したところであり、今般、その方針に沿って、阿武隈川水系河川整備計画を策定することとしました。このため、河川に関して学識経験を有する方々から意見を聴取するための「阿武隈川河川整備委員会」を設立するものです。